資料2

令和3年度新型コロナウイルス対策について

【資料2－1】　木材製品の消費拡大対策等

【資料2－2】　令和3年度林務施策の展開方向「ウィズコロナ・ポストコロナ社会における森林・林業・木材産業の活性化」

【資料2－3】　道産木材保管・利用拡大等対策事業

【資料2－4】　新型コロナウイルスの影響を受けた林業者・木材産業者への金融支援

資料2

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策のうち

木材製品の消費拡大対策等

1，2【令和２年度第３次補正予算額　4,894,000千円】
3【令和２年度第３次補正予算額　14,701,000千円の内数】

＜対策のポイント＞

輸出に向けた木材製品の国際競争力を高めるため、**木材製品の生産力の向上を支える非住宅分野等における消費拡大を支援**します。また、木材製品の国際競争力強化のため、**林業分野における新技術の開発を支援**します。また、林地残材の利用拡大のため、**高品質な木質燃料製造施設等の整備を支援**します。

＜事業の内容＞

1．木材製品の消費拡大対策

① CLTを活用した実証的な建築物の建築に向け、地域の関係者等が連携する協議会が策定する建築計画について公募・審査し、実証的建築に係る費用等を支援します。

② 木質建築部材に関して、製造コストの縮減や建築物の設計・建築に合理的に活用する技術の開発に向けた試験等を実施する民間団体等に対し、試験費用等を支援します。

③ JAS構造材（製材、CLT、LVLなど）を積極的に活用する気運を高めるため、「JAS構造材活用拡大宣言」運動の展開を支援するとともに、宣言事業者（建築業者）が、木造非住宅分野を中心にJAS構造材等を活用して、今後類似事例の拡大が期待できる建築を実証的に行う場合、JAS構造材等の調達費の一部を支援します。

④ これまで木材があまり使われていない非住宅及び住宅の外構部について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行う場合、木材の調達費等の一部を支援します。

2．林業分野における新技術推進対策

先進的林業機械を活用し、伐採・造林作業の自動化や遠隔操作技術を進めるとともに、当該機械を中心とした作業システムを事業規模で実証し、現場の実情に応じて改良する取組を支援します。

また、造林分野の課題解決のための異分野技術の導入実証や低コスト造林モデルの普及促進を実施します。

3．木質バイオマス燃料品質向上施設整備

木質燃料製造施設におけるチップ選別機や燃料乾燥機等の品質向上に資する施設や、品質の向上した木質燃料を利用するボイラー等の施設の整備を支援します。

＜事業の流れ＞

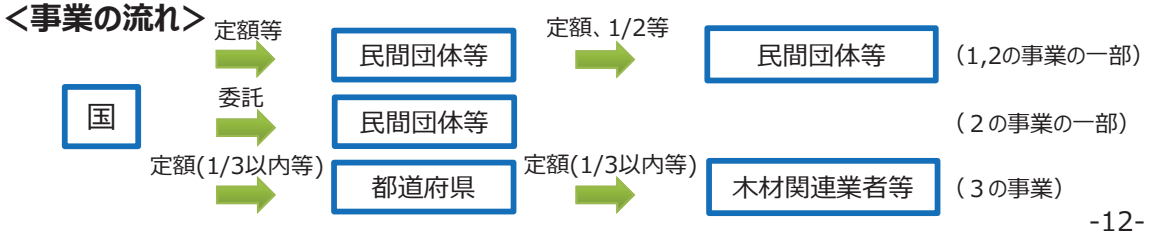

＜事業イメージ＞

木材製品の消費拡大対策

CLTを活用した設計・建築等の実証

木質建築部材の技術開発

非住宅分野等の建築物へのJAS構造材等の活用

木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及

林業分野における新技術推進対策

自動化・遠隔操作技術の実証等

低コスト造林モデルの普及促進

異分野技術の導入実証

木質バイオマス燃料品質向上施設整備

木質燃料の品質向上に資する施設等の整備

［お問い合わせ先］

（１の①～③事業）林野庁木材産業課（03-6744-2294）
（１の④の事業）　林野庁木材利用課（03-6744-2626）
（２の事業）　林野庁研究指導課（03-3501-5025）
（３の事業）　林野庁木材利用課（03-6744-2297）

資料2-2

ウィズコロナ・ポストコロナ社会における森林・林業・木材産業の活性化

○ 感染症の影響が長期化し、木材需要の回復は不透明。一方、社会経済情勢や生活様式の変容により新たなニーズも発生
○ 道産木材の利用拡大をはじめ、就業者の呼び込みや森林の活用などを促進する取組により、森林・林業・木材産業を活性化

現状・課題

○木材需要の状況

・大幅に減少した木材需要は合板など一部持ち直しの動きが見られるものの、製材については本格的な回復が見通せない状況

・輸入材の供給が不安定になっており、建築材などの分野で道産木材へのシフトを進める好機

・オフィスや公共空間における新北海道スタイルに対応した製品の市場が拡大する好機

→ 引き続き、需要に応じた安定的な木材供給を図りつつ、新たな木材需要を喚起することが必要

→ 道産木材を活用した新北海道スタイルの実践モデルを民間や市町村へ提案・波及させる取組が必要

○就業者の呼び込み

・3密を回避できる地方移住への関心の高まり

・対面型就業イベントへの参加を控える傾向

→ WEBやSNS等を活用した林業・木材産業のPRを強化するとともに、林業就業後のイメージを的確に伝える取組が必要

○新たな森林の活用

・都市部の企業等による「場所にとらわれない働き方」への関心の高まり

・道では、全庁的なワーケーション誘致を推進し、企業と市町村等とのマッチングを実施予定

→ 森林を活用したワーケーションの提案、PRが必要

令和3年度の取組

●：予算事業

◎道産木材の利用促進

●道産木材保管・利用拡大等対策事業費【重点・新規】

・素材生産業者等が原木の一時保管を行う場合の運搬経費を支援

・建築事業者が住宅や民間施設で道産建築材を使用した場合の経費を支援

●HOKKAIDO WOOD推進事業費【重点】

・WEBやSNSを活用した「HOKKAIDO WOOD」ブランドの情報発信

・ECサイトへの掲載やオンライン商談会などによる市場開拓

・道庁1階ロビーを道産木材により木質化し、新たなライフスタイルを広く発信

◎林業担い手確保・定着に向けたSNS等を活用した取組の強化

●農林漁業新規就業安心サポート事業費【重点・拡充】

・一次産業への就業・移住をPRする動画等の作成、SNSや動画サイトでの発信

・先輩就業者によるジョブセミナーのオンライン開催

●「森の魅力発信し隊」による雇用拡大事業【新規】

・若手林業就業者、北森カレッジ生徒、若手行政職員によりSNSを活用したネットワーク「森の魅力発信し隊」の構築、情報交流を促進

・林業・木材産業の仕事や山村地域のライフスタイルをSNSやメディアで効果的に発信

◎ワーケーションにおける森林の積極的な活用

●森林活用型ワーケーション推進事業費【重点・新規】

・森林を活用したワーケーションを提案する有識者検討会議の開催

・道民の森におけるWi-Fiや森林体験フィールドなど受入環境の整備

・森林活用型ワーケーションのガイドブックやイメージ映像による企業等への提案・PR

・全道展開に向けた導入手引きによる市町村への提案

※総合政策部の「北海道型ワーケーション普及・展開事業費」との連携により実施

森林・林業・木材産業の活性化、ビジネスチャンスの拡大

【新規】道産木材保管・利用拡大等対策事業費

１　目的・概要等

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う木材需要の低迷に対処するため、原木の一時保管及び道産木材の利用に対して支援する。

２　事業内容

○　原木保管等支援

需要に応じた木材の安定的な供給を図るため、原木の生産や滞留している原木を保管する事業者等に対し、原木の一時保管を行う際の運搬経費を補助する。

補助対象経費	原木の一時保管場所への運搬経費
補助単価	500 円/㎥
事業実施主体	素材生産業者、森林組合等、原木を生産する事業体及びその組織する団体、滞留している原木を素材生産者等から買い取り、保管する事業者等
補助率	定額
事業の流れ	北海道 →（定額）→ 実施主体

○　道産建築材利用支援

道産木材の利用を促進するため、住宅や民間施設を建築する建築事業者に対し、道産建築材の購入経費を補助する。

補助対象経費	民間建築物の構造材等への木材活用経費
補助単価	CLT　103,200 円／m^3 コアドライ等　63,200 円／m^3 一般木材　21,200 円／m^3 内装材・外装材　1,500 円／m^2
事業実施主体	道産建築材を使用した民間建築物の建築工事を請け負い、かつ、道産建築材を積極的に利用していくことを宣言した建築事業者
上限補助額	住宅　100 万円／棟 民間非住宅　200 万円／棟
優先採択基準	• 道産建築材の使用割合が高い建築物 • 構造見学会を実施するなど、効果的な PR を実施する建築物 • 不特定多数が利用するなど普及効果の高い建築物
補助率	定額
事業の流れ	北海道 →（定額）→ 団体 →（定額）→ 事業主体

区　分	道単独	予算額（千円）			国	道	その他
実施主体	上記「事業実施主体」のとおり	R3 年度	原木保管等支援	10,000	10,000	－	－
			道産建築材利用支援	114,500	84,000	30,500	－
実施年度	R3		計	124,500	94,000	30,500	－
負担区分	上記「補助率」のとおり	R2 年度		－	－	－	－
		担当課・係	林業木材課利用推進係（内線 28-455） 木材産業係（内線 28-454）				

※ 国費は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」

※ 道費は「森林整備等支援基金繰入金」で、HOKKAIDO WOOD 推進事業費（都市の木造化促進事業費）③道産木材保管・利用拡大等対策事業（道産建築材利用支援）の再掲。

新型コロナウイルスの影響を受けた林業者・木材産業者への金融支援

新型コロナウイルス感染症に係る林業者・木材産業者への金融支援について、日本政策金融公庫や道などの支援制度を一覧にまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農林水産省や道経済部のＨＰにも情報が掲載されておりますので、併せてご活用ください。

	林業者等（※）向け	木材産業者 向け
融資	**（株）日本政策金融公庫（農林）** ○農林漁業セーフティネット資金（経営に著しい影響のおそれある者） ・限度額 1,200 万円 （特認）年間経営費の 12/12 ・融資期間 15 年（据置 3 年）以内 （通常は 10 年だが、新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難な場合は 15 年） ・実質無利子（林業施設整備等利子助成事業　最大 2%、借入当初最長 10 年間） ・無担保	**（株）日本政策金融公庫** ○新型コロナウイルス感染症特別貸付制度 ・限度額　中小企業 6 億円 ※小規模事業者 8,000 万円 ・融資期間　設備 20 年・運転 15 年（据置 5 年）以内 ・基準金利の▲0.9%・当初 3 年間 ・実質無利子（新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業　借入後当初 3 年間） ・無担保 ○セーフティネット貸付（要件緩和） ・限度額　中小企業 7.2 億円 ※小規模事業者 4,800 万円 ・融資期間　設備 15 年・運転 8 年（据置 3 年）以内 *※常時使用する従業員が 20 名以下の企業*
	電話 0120-154-505 他	電話 0120-154-505、0120-327-790 他
	※「林業者等」とは、農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めているもの又は粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であるものなどをいう。	**北海道** ○新型コロナウイルス感染症対応資金　※ ・限度額　8,000 万円（国準拠枠＋道特別枠） ・融資期間　10 年（据置 5 年）以内 ・（直近の売上げが 15%以上減の場合） 無利子・無担保、無保証料（当初 3 年） （売上減 5%以上 15%未満の企業は利子・保証料半額） ○北海道中小企業総合振興資金 ・限度額　2 億円 ・融資期間　10 年（据置 3 年）以内 ・金利　固定 1.0-1.2%、変動 1.0%
		電話 011-204-5346（経済部中小企業課）他 振興局商工労働観光課
保証	**（独）農林漁業信用基金（林業）** ○林業・木材産業災害復旧対策保証 ・保証額　別枠 8,000 万円（保証率 80%または 100%。売上減の率による） ・保証期間　運転資金 5 年、設備資金 15 年（据置 2 年）以内 ・保証料　最大 5 年分免除	
	電話 03-3294-5585～86　または取引金融機関	
		北海道信用保証協会 ○セーフティネット保証（4、5 号）、危機関連保証 ・保証額別枠 2.8 億円（保証率 80-100%） ・素材、製材、単板、チップ、合板などの製造・卸が対象。
		電話 011-241-5554

※　「新型コロナウイルス感染症対応資金」は令和 3 年（2021 年）3 月 31 日までの制度でしたが、同日までに保証申込をしていれば、同年 5 月 31 日までに融資申込期間が延長されています。

林業・木材産業改善資金のご案内

みなさんの取組み（改善措置）を支援する**無利子**の貸付金です。

貸付けを受けることができる方

● **林業に携わっている方**

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、素材生産業者、林業経営を行う市町村など

・会社の場合、資本金の額若しくは出資の総額が１,０００万円以下のもの又は従業者の数が３００人以下のものに限られます。

● **木材製造業などを営んでいる方**

木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営んでいる方

・資本金の額若しくは出資の総額が１,０００万円以下の会社、又は常時使用する従業者の数が１００人以下（木材製造業を営む者にあっては、３００人以下）の会社若しくは個人に限られます。

● **認定中小企業者又はその構成員の方**

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第4条第1項の認定を受けた方

・当該認定については北海道経済産業局産業部中小企業課（電話番号011-709-2311）に問い合わせください。

貸付限度額（借受者によって異なります）

個人１，５００万円　　会社３，０００万円　　団体５，０００万円

（ただし、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合は１億円まで）

・上記の範囲内で、実際に事業に要する費用の額を限度として貸付金額が定められます。

償還期間・償還方法

● **償還期間は、１０年以内**（事業内容によって異なります）

・機械などを導入する場合は、耐用年数の範囲内となります。

・事業内容により、償還期間内に据置期間（３年以下）を設けることができます。

なお、法律の特例により、償還期間及び据置期間が延長される場合があります。

● **償還方法は、償還期間内の均等年賦支払い**

・償還期間を１年以内とした資金は、一時払いとなります。

・据置期間を設けた場合、償還期間から据置期間を差し引いた期間内での均等年賦支払となります。

・借り受けた人が災害にあったり、本人あるいは親族の死亡などによって資金の返済が著しく困難と認められる場合には、支払いの猶予が受けられます。

主な注意事項

● 借受けにあたっては、連帯保証人又は不動産担保が必要です。

・連帯保証人は、２名以上必要です。（500万円以上の借受けの場合は、３名以上）

・連帯保証人についても借受者とは別に保証能力等の審査を行います。

・500万円以上の借受けの場合、連帯保証人に加え導入機械等に担保権を設定した上で、損害保険をかけていただきます。（保険料は借受者の負担となります）

● 事業の着工は、原則として資金の交付を受けた後になります。

● 償還期間中は本資金で購入、設置した機械施設等を無断で処分したり、目的外に使用することはできません。また、使用状況等について、随時確認調査を行います。

● 機械施設等の購入の際、実際に支払う費用（税込）が貸付けの対象となります。
なお、値引き等がある場合は値引き後の金額が対象となります。

● 償還金は必ず約定の償還期日までにお支払いください。延滞した場合は、年率12.25%の違約金が発生します。

貸付け手続きの流れ

① 貸付けを希望される方は、森林組合又は総合振興局・振興局林務課にご相談ください。

② 事業計画などを記載した貸付資格認定申請書及び貸付申請書を森林組合等に提出していただきます。

③ 受理された書類は、道において審査した後に貸付けが決定されますので、決定通知を受けたら速やかに借用証書を森林組合等に提出してください。なお、連帯保証人の方からは公正証書による意思確認とともに（会社が改善資金を借りる場合で、その経営者などが連帯保証人になる場合は不要）、担当者が面談等により意思確認を行います。

④ 借用証書を受理し内容を確認した後、資金が交付されます。
この後、事業完了報告書の提出や500万円以上借受けの場合担保契約等が必要です。

税の軽減措置のご案内

（対象者） 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く）、協業組合

（内　容） 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けて、共同利用に供する機械及び装置（1台又は1機の取得価格が330万円以上のもの）を取得した場合、固定資産税が取得後3年間に限り、2分の1に軽減されます。

詳しくは、各市町村税務担当部署にお問い合わせください。

資金を利用できる取組み（改善措置）の内容

■　林産物の新たな生産方式の導入

生産性の向上、品質の向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合で木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれます。

例示

プロセッサなど高性能林業機械の導入

ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダなど生産性の向上に役立つ高性能林業機械の導入に貸付が受けられます。

木質バイオマス利用施設の導入

木質ペレットボイラーやこれを活用した木材乾燥施設、発電施設などの導入に必要な資金の貸付けが受けられます。

■　新たな木材産業部門の経営の開始

新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例示

集成材製造施設等の導入

集成材製造、合板製造、プレカット加工施設等木材の付加価値を高めるための高次加工施設の導入に貸付けが受けられます。

■　新たな林業部門の経営の開始

新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合。新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合や森林認証を取得して行う林業経営も対象になります。

例示

しいたけ栽培の開始

「都会からUターンして、親の跡を継いで林業を経営しているが収入の安定を図るためしいたけ栽培を始めたい。」このような場合貸付けが受けられます。

複層林施業の実施

「人工林の上木を部分的に伐採し、そこに苗木を植栽する複層林施業を実施して、公益的機能を高めながら多様な木材を生産したい」このような場合貸付けが受けられます。

■　林産物の新たな販売方式の導入

売上高の向上などに役立つ販売用機械や施設を導入する場合で、ITを活用した販売方式も含まれます。また、機械や設備だけでなく、量的なまとまりがあったり、団地性を確保した森林施業など先駆的な販売方式も含まれます。

例示

立木の買い取り

森林所有者、森林組合、素材生産業者の方などが、立木を買い取って、一定量（ロット）を取りまとめて、製材業者などの需要に応じて安定的に丸太を供給できるようなシステムの場合、立木の取得に必要な資金の貸付けが受けられます。

グレーディングマシンの導入

製材した柱などの製品の強度や含水率を測定することができるグレーディングマシンの導入に貸付けが受けられます。

■　林業労働に係る安全衛生施設の導入

防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合。

例示

防振チェーンソーの導入

疲労のもととなる振動加速値や騒音レベルが低い安全衛生上の性能がより高いチェーンソーの導入に貸付けが受けられます。

■　林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレなどを備えた施設などを導入する場合

例示

シャワー施設の導入

林業作業後の汗を流せるシャワー室導入に貸付けが受けられます。毎日の作業が快適になります。

各地域での借受相談やお問い合わせ先：総合振興局・振興局林務課

地域	担当	電話番号	地域	担当	電話番号
空知	主査（林産）	０１２６－２０－００７０	上川	林産係	０１６６－４６－５９５３
石狩	主査（林務）	０１１－２０４－５８３６	留萌	主査（林務）	０１６４－４２－８１１７
後志	主査（林産）	０１３６－２３－１３８１	宗谷	主査（林務）	０１６２－３３－２９３４
胆振	主査（林産）	０１４３－２４－９８０１	オホーツク	林産係	０１５２－４１－０６４８
日高	主査（林産）	０１４６－２２－９３１３	十勝	林産係	０１５５－２６－９０５４
渡島	主査（林務）	０１３８－４７－９４７１	釧路	主査（林産）	０１５４－４３－９２０１
檜山	主査（林務）	０１３９－５２－６５４１	根室	主査（林務）	０１５３－２３－６８４５

この「林業・木材産業改善資金のご案内」（パンフレット）についてのお問い合わせ先

北海道水産林務部林務局林業木材課林業金融係　　直通電話011-206-6578